



（上図：京都市消防局 HP より）

▲防災物品の使用（カーテンなど）



▲防災製品の使用（寝具など）



▲火気使用室としない（IHなど）

▲火気使用室とする場合は、壁・天井の仕上げを内装不燃とする。



居室からの避難経路について

▲壁・天井の仕上げを難燃材料とする。

▲足元照明などを設置する。

凡例

▲：住宅に建て替える場合の主な努力義務項目

※図では主なものを示しており、このほかにも項目があります。